

## 消費税増税に伴う自主事業及び物品販売料金改定についてお知らせ

新涼の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当施設を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。

さて、この度、2016年4月の消費税法改正（2019年10月1日から税率10%）に則り、自主事業及び物品販売料金を改正させていただくこととなりました。内容をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

## 1. 適用開始日

## (1) 自主事業

ア) 2019年10月1日より（10月度分の月会費より）

おとなプール教室、子どもプール教室、おとなナイトプール教室、野球教室、  
スポーツ運動教室、ベースボールゲーム教室、陸上教室、フリーパス、ジョギング教室、  
インボディ、テニスワンコインレッスン

イ) 第3期会費より適用開始・・・草薙教室（子ども含む）、テニススクール、フットサル教室、  
キッズダンス、バスケットボール教室、バレーボール教室、教室体験料金

## (2) 物品販売料金

2019年10月1日より 消費税10%を適用 ラインテープ全種類

## 2. 対象

(税込み)

内容	現行価格	⇒	新価格
	1回単価		1回単価
インボディ	300	⇒	310
草薙子ども、スポーツ運動、陸上（Aコース） テニスワンコイン、ジョギング	500	⇒	510
草薙教室（子ども）体験料	600	⇒	610
プール（子ども）野球、ベースボールゲーム、キッズダンス、 草薙教室、陸上（Bコース）、バレーボール教室（小学生）、バスケットボール	700	⇒	710
テニス、プール（おとな）、おとなナイトプール、草薙教室（おとな、キッズダンス、バスケットボール、バレーボール小学生）、体験料	800	⇒	810
フットサル、バレーボール（中学生）	900	⇒	920
フットサル、バレーボール（中学生）、体験料	1000	⇒	1020
フリーパス（子どもプール選手コース含む）	5400	⇒	5500

**※各教室 新価格×回数となります。**

## 3. 特記事項

増税時期が遅延になるなど消費税法が改正された場合には、追ってご案内させていただきます。

以上